

〈NGO・外務省定期協議会 2024 年度第 2 回 ODA 政策協議会 議題案／質問状記入シート〉

1. **議題案名:**

2024年8月の外務省の機構改革と国際協力局の課・室等の再編について

2. **議題の背景:**

2024年8月の外務省の機構改革により、国際協力局の課・室が再編され、政策課の下に6つの室(開発協力総括官室を含む)、緊急人道支援課、および国別開発協力第1～第3課の5課6室体制となったと把握しています。これには、市民社会に直接かかわる民間援助連携室の「NGO協力推進室」への名称変更に加え、国際開発金融機関(MDBs)やオファー型協力を所管する「開発協力連携室」の設置など、新「国際協力大綱」の策定などに関係した、新しい変化も含まれていると理解しています。

3. **議題に関わる問題点(議題に上げたい理由):**

上記の機構改革において、「民間援助連携室」の名称が「NGO協力推進室」に変更されるなど、NGO、市民社会に関係する変化があったほか、民間企業やMDBsとの連携およびオファー型協力を統括する「開発協力連携室」の設置、また、「日本NGO連携無償」を含む様々なODA制度を総括する「開発協力総括課」が「開発協力総括官室」に再編されたりしています。これらの再編については、市民社会としても影響を受けるものと考えられるところ、改革の趣旨や意図、目的などについて伺いたく存じます。

4. **外務省への事前質問(論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係などがあれば):**

(1) 以下のように、当方の理解しているところでの、機構改革前および後の組織図を作成しましたが、この理解でよいかどうか教えて下さい。

＜機構改革前＞

- ・政策課
 - 民間援助連携室
 - 国際協力事業安全対策室
- ・開発協力総括課
 - 開発協力企画室
 - 事業管理室
- ・緊急人道支援課
- ・国別開発協力第1課
- ・国別開発協力第2課
- ・国別開発協力第3課

＜機構改革後＞

- ・政策課
 - 開発協力企画室
 - 開発協力連携室
 - NGO協力推進室
 - 事業管理室
 - 国際協力事業安全対策室
 - 開発協力総括官室
- ・緊急人道支援課
- ・国別開発協力第1課
- ・国別開発協力第2課
- ・国別開発協力第3課

(2) 「民間援助連携室」が「NGO協力推進室」という名称に変更となりました。この「民間援助連携室」の名称は、もともと「民間援助支援室」という名称だったものについて、「政府がNGOを支援するという垂直的な関係から、「政府とNGOが連携する」という対等な関係にするという趣旨で「民間援助連携室」に変更されたものと聞いておりますが、今回の「連携室」から「協力室」への名称変更も、「政府とNGOが(対等な立場で)協力する」という趣旨であって、政府とNGOの関係について何らかの変化があるものではないという理解でよろしいでしょうか。

(3) 「開発協力総括課」は、「日本NGO連携無償」を含むODAの各種制度を総括し、必要に応じて新たな制度を新設したり、旧来の制度を廃止したりする等、重要な課と認識していました。これを「開発協力総括官」とその「室」とし、組織図上は「政策課」の下に置くこととなりますが、同室の位置づけ、業務や果たす役割について、何らかの変化が生じるのでしょうか。

5. **議題の論点(定期協議会の場で主張したいことや、外務省に聞きたいこと):**

民間企業との連携やオファー型協力の推進を行う「開発協力連携室」について、また、「オファー型協力」について伺います。

- (1) 同室が推進する「オファー型協力」については、2023年に「オファー型協力を通じて戦略的に取り組む分野と協力の進め方『パートナーとの共創のためのオファー型協力』」という「戦略文書」が発表されていますが、「開発協力連携室」は、上記「戦略文書」に基づいて、オファー型協力を実施するための部署という理解でよろしいでしょうか。
- (2) 同文書では、オファー型協力の「開発プラットフォーム」に巻き込むべき「様々な主体」の一つとして「市民社会」が挙げられていますが、NGO等の市民社会が「オファー型協力」に関わる場合は、「開発協力連携室」がその主担当になるという理解でよろしいでしょうか。
- (3) 同文書では、「オファー型協力」の対象領域として、①気候変動への対応・GX、②経済強靱化、③デジタル化の促進・DX、の3つが定義されていますが、これについて、将来的に別の分野(例、教育や保健・医療、農林水産業など)が対象になることも検討されていますか。
- (4) 保健・医療分野では、「健康・医療戦略」および「グローバルヘルス戦略」の文脈で、ODAも含みつつ、民間セクターによる保健・医療協力を進めるという趣旨で「アジア・アフリカ健康構想」などが進められています。これらについては、あくまで内閣府健康・医療戦略推進事務局が担当し、開発協力連携室は特段の関係を持たないのでしょうか。それとも、「戦略」等の推進のために、何らかの連携や協力がなされることが検討されていますか。
- (5) 開発協力連携室は、民間企業との連携やオファー型協力以外に、国際開発金融機関(MDBs)に関わる業務も担当することになっています。確認ですが、開発協力連携室は、世銀グループについても管轄するのでしょうか。また、MDBsについて、開発協力連携室が担当することで、どのような効果、成果を出すことを目指していますか。
- (6) 「ビジネスと人権に関する指導原則」では、その第1の柱として、国家(政府)に企業の人権侵害を防いだり、救済したりする責任があるとし、企業に対する監督や指導などについて、やるべきことを示しています。日本政府は「ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」を定め、政府と企業の「ビジネスと人権」に関する役割を定義しています。「開発協力連携室」は、企業との連携によるオファー型協力を総括することになっているかと思いますが、「ビジネスと人権」に関連して、国際的な基準に基づく社会環境配慮や透明性、ガバナンスに関する制度や体制の確立について、どのような役割を果たすことを検討していますか。

- 氏名: 稲場 雅紀
- 役職: 共同代表
- 所属団体: (特活)アフリカ日本協議会

以上